

自治会長・自主防災会長のための 災害時の行動マニュアル



平成30年7月

大和郡山市

去る7月6日未明からの西日本大豪雨、本市においても、洪水や土砂災害などの危険が迫ったことから、避難勧告や避難指示をエリアメール等でお知らせしたのですが、自治会長や自主防災組織の役員から寄せられた声が「いざ災害に際して自分たちがどのような行動を取ったら良いかわからない。」というお声でした。

このマニュアルでは、これらの声にお応えし、いざという時の自治会、自主防災組織の会長の基本的な行動について、まとめてみました。

残念ながら、市内で具体的な避難計画を立てられている地域はまだまだ少ないです。このため、このマニュアルでは、地域で避難計画を立てられていない自治会を想定したものといたしました。ですので、各地域で災害初動マニュアル等を策定しておられる場合は、そちらを優先してください。

なお、本市の防災に関するマニュアルについては、「防災マップ」「洪水避難地図」のほか、個々の市民の避難するタイミングなどをご案内した「災害時の避難行動マニュアル」と、地域の自主防災組織の役割をご案内した「自主防災組織運営の手引」を発行いたしておりますので、併せてご覧ください。



自治会や自主防災組織の 会長の行動は？

I、水害編

洪水や土砂災害の危険が迫ったことによる
避難指示・勧告などの発令があった時

～ はじめに ～

※避難勧告等は「〇〇町」など対象区域が大きな単位で出されることが多いですが、その中でも、場所によって実際の危険度は変わってきます。洪水の場合であれば、市発行の「洪水避難地図」、土砂災害の場合であれば、奈良県がホームページで「土砂災害警戒区域等の位置指定図」を公開しておりますので、普段から自治会内のどのエリアが危険なのか確認しておきましょう。



(1) 会長自身が危険地域におられる場合

①まず、御自身やご家族の命を守る行動を取ってください！

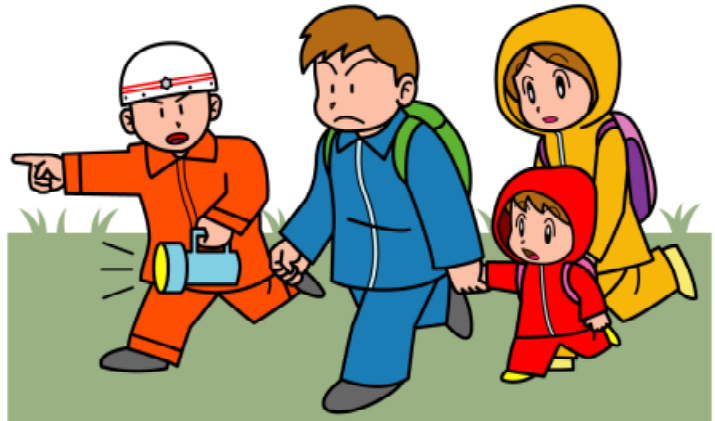


必要であれば、ご近所に助けを求めましょう。

大きな災害で長期の避難所開設を行うことになった場合、その他災害復旧の中での地域の取りまとめ役としての、会長の存在は重要です。ご家族のためにも地域のためにも、まず自らの命を守ってください。

②他の住民に避難を呼びかけながら、自ら率先して逃げる。

自治会長自ら、他の住民に避難する姿を見せてください。
できれば蛍光色の目立つ服を着て、安全を確認しながら他の住民の目標になってあげてください。
併せて、自治会内の当該地域班長への連絡もできる限りをお願いします。



- 既に周囲が浸水しており、足元が見えないため、蓋の外れたマンホールや側溝、小河川に転落の恐れがある場合、また夜半等で屋外に出ることが危険な場合、家屋内の2階以上に逃げる垂直避難は有効ですが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内や浸水予想高が2mを越える区域内の家屋については、垂直避難は危険です。そのような区域では特に普段から集団で避難する体制を整えておくことが重要です。

※過去の災害で、「逃げようと思った」のに、最終的に「逃げる」決断しなかった被災者が多いようです。これは「正常化の偏見」という心理で、自分にとって都合の悪い情報は過小評価し、頭では逃げるべきだとわかっているにもかかわらず「かつて避難勧告が出されても自分は一度も大きな被害に遭わなかった」「隣の家も逃げしていない」など「自分だけは大丈夫」と思える理由をこしらえて、逃げない自分を正当化しようとします。自治会長の仕事はこの「正常化の偏見」を打ち破って、多くの住民に災害の現実を知ってもらうことです。



(2) 会長自身が危険地域外におられる場合

① 地域住民への避難情報の伝達

市からの避難情報は基本的にエリアメールでお知らせしますが、高齢者等避難行動要支援者においては、メールの扱えない方が比較的多いため、情報が伝わらない場合も出てまいります。自治会において地域内の避難行動要支援者の把握をされている場合はその方々への連絡をお願いします。また、自治会内で電話連絡網など設けている場合は班長などを通じて当該地域住民への連絡、誘導をお願いしてください。

緊急連絡



なお、自宅の2階以上に逃げる垂直避難の有効は有効ですが過信は禁物です。土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内や浸水予想高が2mを越える区域内の家屋にお住まいの住民に対しては、垂直避難は危険ですので、避難所への避難を勧めてください。

② 自治会集会所などの開設

自治会集会所が安全な区域に建っている場合は、地元避難所として開設をお願いします。市指定避難所が地域から遠い場合、高齢者等の避難行動要支援者が即座に逃げるのが難しい場合があります。地域に防災上活かせる建物がある場合はぜひご活用をお願いします。



Ⅱ、地震編

震度5以上の地震が発生した時

- ①まず、御自身やご家族の命を守る行動を取ってください！
必要であれば、ご近所に助けを求めましょう。
大きな災害で長期の避難所開設を行う場合、地域の取りまとめ役としての、会長の存在は重要です。ご家族のためにも地域のためにも、まず自らの命を守ってください。



※大きな地震には必ず余震があり、本震に匹敵する揺れがあることもあります。建物の傾斜や壁の崩落、基礎の損壊などがある場合は、次の余震で倒壊する恐れがあり、そのまま屋内にとどまることはたいへん危険です。早急に屋外に退避してください。

- ②他の住民に避難を呼びかけ、できるだけ近隣住民と共に集団で安全を確認しながら、落ち着いて避難します。できれば蛍光色の目立つ服を着て、他の住民の目標になってあげてください。
一旦、公園や空き地など周囲に落下物の心配のない広い場所でできる限り安否確認を行い、特に高齢者等避難行動要支援者の逃げ遅れがないか確認してください。



- ③地震はいつ何時起こるか予測が付きません。発災時刻によっては、市から地震による建物の倒壊や火災を警戒した避難勧告等情報

を発令することができない場合も考えられます。状況に応じて、自治会の自主判断で近隣の市指定避難所に住民を誘導していただきますようお願いいたします。

④自治会集会所などの開設

自治会集会所が耐震化している場合（昭和57年以降建築）で大きな損傷がないと認められるときは、状況により地元避難所として開設をご判断ください。市指定避難所が地域から遠い場合、特に高齢者等の避難行動要支援者が即座に逃げるのが難しい場合があります。地域に防災上活かせる建物がある場合はぜひご活用をお願いします。

